

受付印

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

整理番号	
------	--

海南市長 様 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	所属	指定番号
		名称	氏名	宛名番号
		個人番号又は法人番号	電話	受給者番号

給与所得者	フリガナ	新	特別徴収税額 (年税額) (ア)	徴収済税額 (イ)	未徴収税額 (ア)-(イ)=(ウ)	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	姓	円	月分から	月分から	番号を記入 1. 転勤 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. その他 <small>6.その他の理由を右欄へ記入</small>	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	元号 ← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	円	月分まで	月分まで		
	個人番号		円	円			
	住	1月1日 現在					
所	異動後	異動 年月日	令和 年 月 日	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	円	控除社会 保険料額	円

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	氏名	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
	名称	担当者		

②一括徴収の場合 (未徴収税額を一部徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 ←	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、 本人から申出があったため。	本人の印	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は
	2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		円	月分 (月 日 納期限分)で納入します。

③普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 ←	異動年月日が1月1日から4月30日までの場合は、原則、一括徴収してください。			
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人から申出がないため。			
	← 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額 (上記(ウ)の額) を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。			
	3. 死亡による退職のため。			

ご注意

- この異動届出書は、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
- この異動届出書は、給与の支払をしなくなった日の属する月の翌月の10日までに海南市役所へ提出してください。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、残りの税額は、原則として一括徴収となります。